

経 済 産 業 省

電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明の
取扱いについて

令和4年12月7日
経 済 産 業 省
製 造 産 業 局 長

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の発給に関する省令（令和4年12月7日経済産業省令第91号）に基づき経済産業大臣が交付する証明書については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の申請
 - (1) 電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書（以下「電気めっき証明書」という。）の申請は、電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明を受けて亜鉛めっき鉄線の輸入を行おうとする都度、当該貨物を保税地域に搬入するまでの間に行うものとする。
 - (2) 電気めっき証明書の申請は、以下の（3）に掲げる受付先に対して申請書を郵送又はE-mailにより行うものとする。
- (注) 申請書その他必要な提出書類の有無及びその記載事項について不備があるときは、当該申請の補正を求める場合がある。
- (3) 申請の受付先
経済産業省製造産業局金属課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL 03-3501-1926
E-mail bzl-kinzokupublic@meti.go.jp

2. 電気めっき証明書の申請者

電気めっき証明書の申請者は、関税定率法表別表第7217.20号又は7229.90号に掲げるもののうち、亜鉛めっき鉄線を輸入しようとする者であって、電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明を受けようとする者とす

る。

3. 電気めっき証明書の発給手続き

(1) 提出書類

電気めっき証明書の申請者は、省令様式による申請書2通（ただし、E-mailでの申請の場合には1ファイル）に加えて、輸入しようとする亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書（別記様式）を提出すること。

(2) 亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書の提出

電気めっき証明書の申請者は、輸入しようとする亜鉛めっき鉄線に係る以下に掲げる試験の結果を記載した亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書（別記様式）を提出しなければならない。また、試験により得られた断面図など試験結果の妥当性を裏付ける書類を適宜添付すること。

○試験方法

JIS H8501（1999）に定めるめっきの厚さ試験方法のうち、顕微鏡断面試験方法に準拠した試験方法で実施すること。

4. 電気めっき証明書の交付等

(1) 経済産業大臣は、提出された資料により、申請者が輸入しようとする亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経て製造したものであると認めるときは、申請者に対して電気めっき証明書を交付することとする。この場合において、電気めっき証明書の交付は、経済産業省製造産業局金属課において申請者に対して手交すること又は郵送により行う。

(2) 経済産業大臣は、提出された資料により、申請者が輸入しようとする亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経て製造したものであると認められないとき、又は申請者が6.の規定により電気めっき証明書の交付を行わないこととしている者であるときは、申請者に対して電気めっき証明書を交付しないこととする。この場合において、経済産業大臣は、申請者に対してその旨を通知するものとする。

5. 標準処理期間

(1) 経済産業大臣は、電気めっき証明書の交付申請書を受理した日から15日（行政機関の休日を含まない。）以内に、当該申請に対する電気めっき証明書の交付を行うものとする。

(2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- イ. 申請を補正するために要する期間
- ロ. 申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- ハ. 申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

6. 電気めっき証明書の返納等

経済産業大臣は、電気めっき証明書を返納させる必要があると認めるときは、電気めっき証明書の交付を受けている者に対して返納を命ずることができる。電気めっき証明書を返納させる必要があると認める具体的な場合は、例えば以下のとおりである。

- イ. 電気めっき証明書の交付申請書に虚偽の記載をした等により電気めっき証明書の交付を受けた場合
- ロ. 既に電気めっき証明書が交付された亜鉛めっき鉄線に、電気めっき証明書が交付されていないものが混和した場合
- ハ. 電気めっき証明書に係る亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経ずに製造したものであることが判明した場合

7. その他

経済産業大臣は、電気めっき証明書の審査に当たり必要があるときは、申請に際して、3.(1)に規定する書類のほか必要な書類の提出を求め、又は申請者から必要な事項についての説明を求めることができる。

(別記様式)

輸入しようとする亜鉛めっき鉄線の鉄線と亜鉛めっきの間に合金層がないことを証明する試験結果報告書

経済産業大臣 殿

年 月 日

住所

申請者氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けを持って申請しました、電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書交付申請書に係る亜鉛めっき鉄線について、試験を行いましたのでその結果を報告します。

1. 試験の実施機関名及び所在地

※ 試験機関の概要

2. 試験内容

- JIS H8501 (1999) に定めるめっきの厚さ試験方法のうち、顕微鏡断面試験方法に準拠した試験方法で実施すること。

3. 試験結果概要

※ 試験結果

*本件連絡先:部署、電話、担当者名を記入のこと

以上